

議案第 40 号

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第4(第8条関係) 医療職給料表(1)等級別基準職務表		別表第4(第8条関係) 医療職給料表(1)等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1～3級	略	1～3級	略
4級	診療部長、診療技術部長(医師)、地域医療部長、健診センター長及び循環器センター長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	4級	診療部長、診療技術部長、地域医療部長、健診センター長及び循環器センター長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務
5級	略	5級	略
医療職給料表(2)等級別基準職務表		医療職給料表(2)等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1～5級	略	1～5級	略
6級	診療技術部長(医師を除く。)、副診療技術部長、薬局長及び技師長の職務	6級	副診療技術部長、薬局長及び技師長の職務
医療職給料表(3)等級別基準職務表		医療職給料表(3)等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。